



令和8年8月6日

成田市議会議長 荒木 博 様

成田市議会議員政治倫理審査会
委員長 宇都宮 高明

審 査 結 果 報 告 書

令和8年6月10日付で審査の付託のありました審査請求について、成田市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定により、下記のとおり審査結果を報告いたします。

記

1 審査対象議員

上田信博議員 鬼澤雅弘議員

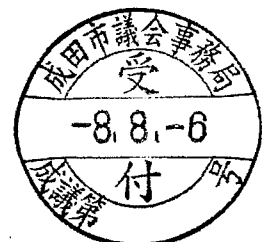
2 審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容

(1) 該当条項

成田市議会議員政治倫理条例第3条第1号

(2) 内容

- ①上田信博議員及び鬼澤雅弘議員は、令和7年11月1日付東京新聞記事を始め各種報道で小菅地区民間開発事業に関して疑惑が報じられている。その状況にも関わらず第2条第2項の議員の責務である説明責任を果たしていない。そのような対応により、定例会及び成田市議会報告会にマスメディアが取材に押しかけるに至っており、これによって、議会の名誉及び品位を損なっている。
- ②上田信博議員は、上記の疑惑に係るテレビ局の取材に対し、事実と異なる内容を議長のコメントとして回答し、令和7年11月29日に誤った情報がテレビで報道された。このことは議会の名誉及び品位を損なうものである。



3 審査結果

(1) 政治倫理基準に違反する行為の存否について

ア 上田信博議員

- ・審査請求内容①について、成田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反する行為があったと認定した。
- ・審査請求内容②について、成田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反する行為が無かったと認定した。

イ 鬼澤雅弘議員

- ・審査請求内容①について、成田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反する行為があったと認定した。

(2) その他必要な措置について

上田信博議員及び鬼澤雅弘議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、引き続き説明責任を果たすよう求めるとともに、議長による文書注意が適当であると判断した。

(3) 附帯意見

議会内における役職者は、その重責に鑑み、より高い倫理感が求められることから、審査対象議員においては、議会内の役職の対応について、自主的かつ適切に判断されたい。

4 審査結果に至る理由

(1) 政治倫理基準に違反する行為の存否について

ア 審査請求内容①について

審査対象議員は、令和7年11月1日付東京新聞記事をはじめとして、小菅地区民間開発事業に関して利益供与を受けたとの疑惑が報じられた。政治倫理条例第2条第2項において、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。」と規定しており、報道内容の真偽は別にしても、開発事業者との金銭的取引や市長との面会時の同席が疑惑として報じられた以上、審査対象議員は真摯かつ誠実に説明責任を果たすことが求められる。

審査対象議員は、議長への説明を以って説明責任を果たした旨を主張するが、その後、議会内において、議長を通して審査対象議員に説明を求める申し入れが二度あり、当初の議長への説明内容では不十分として申し入れがなされたものと思料する。

審査対象議員が、そのような対応を続ける中、令和7年11月に開催された議会報告会において議会全体として批判を受けたこと、議員個人に対しても議会に対する不信の意見が寄せられたこと、また、令和7年12月成田市議会定例会に多数のマスメディアが押しかけるほどの社会的反響を生じさせたことは誠に遺憾であり、審査対象議員だけではなく、成田市議会としての名誉及び品位に関わる問題であったと言わざるを得ない。

したがって、審査対象議員のこれまでの対応は、政治倫理条例第3条第1号に規定する政治倫理基準「議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎み、疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に違反するものと判断する。

イ 審査請求内容②について

令和8年7月6日に提出された意見陳述書によると、上田議員の主張は、テレビ局への回答内容については、言葉の使い方の軽微な差異はあるにせよ、議長がコメントした重要な事実が変わりはないというものである。調査を実施した、抵触していると判断されるものはなかったとの調査結果が全議員に周知されたという表現については疑義があるが、議長がコメントした重要な事実という点に着眼すると、令和7年11月1日の新聞報道以降、上田議員がテレビ局へ回答した時点において、市執行部局から働きかけを受けた旨の証言がなかったことは確かな事実であり、また、その後、市執行部局で実施した調査においても、そのような証言は確認されていない。議長が文書で発出したコメントについて、議員ごとに捉え方に多少の不一致があることはやむを得ないものと考えられる。また、意図的に虚偽の説明をしたと認定するに足りる客観的証拠は確認できない。

したがって、直ちに政治倫理条例第3条第1号に違反するとまでは判断できない。

(2) その他必要な措置について

審査対象議員は、本件審査請求の発端となった、小菅地区民間開発事業に関する疑惑報道について、政治倫理審査会においても十分に説明を尽くしたとは言い難い状況であるため、審査対象議員には、引き続き説明責任を果たすよう求める必要がある。

また、審査請求者の審査請求内容に限ることなく、審査対象議員の意見陳述書等での主張や審査会への対応については、政治倫理条例に反するものと判断でき、今後は、条例の趣旨に沿った行動を促す必要があるため、議長から文書にて注意をする必要がある。

(3) 附帯意見

議員は、公職者としての高い倫理観を持つとともに、自らの行動を厳しく律し、市民に信頼される存在となることが求められることは言うまでもないが、議会内における役職者は、その重責に鑑み、より高い倫理感が求められることから、審査対象議員においては、議会内の役職の対応について、自主的かつ適切に判断されたい。

5 審査の経過

第1回審査会

開催日時：令和8年6月12日（金）午前9時30分～午前9時42分

場 所：成田市役所 議会棟3階 第1委員会室

次 第

1. 開会
2. 委員長の互選について
3. 副委員長の互選について
4. 協議事項
 - (1) 審査会の運営について
 - (2) 審査請求内容の確認について
 - (3) 今後の進め方について
 - (4) 次回の審査会の日程について
5. その他
6. 散会

○出席委員（12名）

委員長	宇都宮高明	副委員長	海保	茂喜
委員	中島 圭介	委員	藤崎	勇一
委員	荒川さくら	委員	会津	素子
委員	飯島 照明	委員	一山	貴志
委員	神崎 勝	委員	水上	幸彦
委員	村嶋 照等	委員	油田	清

○出席委員外議員（1名）

議長 荒木 博

○職務のため出席した事務局職員

参事（局長）	内田 啓子	次 長	石川 達也
主 幹	神崎 栄二	係 長	鴻池 卓也
副主査	川島 裕貴		

○会議概要

①委員長の互選について

- ・宇都宮高明委員を委員長に互選した。

②副委員長の互選について

- ・海保茂喜委員を副委員長に互選した。

③審査会の運営について

- ・公開にて審査会を開催する旨を決定した。

④審査請求内容の確認について

- ・事務局職員が審査請求書を読み上げ、審査請求内容を確認した。

⑤今後の進め方について

- ・政治倫理条例第9条第6項の規定に基づき、審査請求者及び審査対象議員に意見陳述の機会を設け、慎重に審査を進め、その後、審査会として最終的な判断をする旨を確認した。

⑥次回の審査会の日程について

- ・令和8年6月19日（金）午前10時から開催する旨を確認した。

第2回審査会

開催日時：令和8年6月19日（金）午前10時～午前10時53分

場 所：成田市役所 議会棟3階 第1委員会室

次 第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 協議事項

（1）審査会の運営について

4. 審査

（1）審査請求者の意見陳述

5. その他

6. 散会

○出席委員（12名）

委員長 宇都宮高明

委員 中島 圭介

委員 荒川さくら

委員 飯島 照明

委員 神崎 勝

委員 村嶋 照等

副委員長 海保 茂喜

委員 藤崎 勇一

委員 会津 素子

委員 一山 貴志

委員 水上 幸彦

委員 油田 清

○審査請求者（８名）

石渡 孝春議員（代表者）

鵜澤 治議員 伊藤 竹夫議員 眞野 義行議員 飯嶋 重一議員
別府 弘隆議員 小泉 英樹議員 中島 達也議員

○職務のため出席した事務局職員

参事（局長） 内田 啓子 次 長 石川 達也
主 幹 神崎 栄二 係 長 鴻池 卓也
副 主 査 川島 裕貴

○会議概要

①審査会の運営について

- ・公開にて審査会を開催する旨を決定した。

②審査請求者の意見陳述

（代表者による意見陳述の要旨）

- ・今回の審査請求は、市民から寄せられた疑問や不信の声に議会として向き合う観点から請求したものである。
- ・令和７年１１月以降、議員２名の小菅地区民間開発事業に関する疑惑報道が新聞、テレビ、週刊誌等で続いたことを受け、令和８年２月に議員２２名の連名により議長に対し申し入れ書を提出し、議長を通じ該当する議員２名に説明を求めたが、今日まで十分な説明がされず、市民から議員に対し「報道内容は事実なのか」「何故、当事者から説明しないのか」「議会はどのように対応しているのか」などの声が寄せられている。
- ・報道内容の真偽を審査会で判断して欲しいというものではないが、市民の不信の声が現実であり、長期間にわたり解消されていない状況については、議会として真摯に受け止める必要があると考えている。
- ・審査請求書に添付した資料は、報道内容の真偽を立証するために提出したものではなく、市民が抱えている不信感や疑問のほか、議会内でも説明を求める動きがあった状況を示すため、提出したものである。
- ・審査対象議員のうち１名は、議長コメントを誤った内容で報道機関に伝えており、議会の名誉を著しく損なったものであると認識している。
- ・政治倫理条例の制定過程においては、市民に開かれた議会を目指し、市民に信頼される議会のルールとして条例を制定する旨を確認している。
- ・政治倫理条例第２条第２項では、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない旨を規定しており、この説明責任を今回問題視している。
- ・説明が十分に尽くされていない状況は、政治倫理条例第３条第１号の法

令を遵守し、議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為へ該当するものと考え、審査を求めるものである。

- ・審査会において、審査対象議員の説明の機会を十分に設けられることを望む。

(その他の審査請求者による補足説明)

- ・令和7年11月に開催した議会報告会では、議員による説明がなされないことについて、市民から議会に対し大変厳しい意見があった。また、報道機関も多数来場し、通常の議会報告会とは大きく異なる状況であった。
- ・議会報告会という公の場で、議会への不信感が示されたことは極めて重く受け止めており、議会に対する市民の信頼の回復という観点から、本件について公正・公平な審査が行われることが必要であると考えている。
- ・今回の審査請求は、会派や立場の違いを超えて提出したものである。市民から議会に対する疑問や不信の声が寄せられており、議会としての対応が問われていると考える。審査会では、審査対象議員に対し十分に説明の機会を設け、公正・公平な審査が行われ、市民に対し丁寧に説明できるものとなることを期待している。

※このほか、審査請求書の添付資料について説明があり、審査会において、報道内容に関する真偽や刑事上の責任を判断することを求めているものではないとの見解が再度示された。

(主な質疑応答)

問 本件審査請求は、政治倫理条例第3条第1号（法令を遵守し、議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎み、疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと）への違反を審査するものであるが、どのような点が違反していると考えるか。

答 説明責任が果たされない状況が、議会及び議員の名誉と品位を損なうものと考えている。

問 審査会で審査対象議員が説明責任を果たすことにより、どのような効果があると考えるか。

答 市民の疑問の解消や議会の信頼回復につながるものと考えている。

問 議員の説明責任は政治倫理条例第2条第2項において規定しているが、今回、第3条第1号を該当条項とした理由は。

答 説明責任が果たされていない現状そのものが議会及び議員の名誉と

品位に関わる問題であり、第3条第1号に違反すると思い審査請求をした。

問 説明責任とは、新聞報道等にあった疑惑に関する説明との理解で良いか。

答 そのとおりである。

問 審査会では、具体的に何を審査して欲しいと考えるか。

答 現状、明らかになっていないことがたくさんある。疑念を持たれていることも含めて審査していただくことを期待している。

問 資料①（令和7年11月1日付 東京新聞の記事）では、議員の個人名は伏せられているが、当該議員を上田議員と鬼澤議員に特定するに至った理由は。

答 テレビや週刊誌報道に加え、議会内での説明要請への対応も含め、総合的に判断している。

問 資料⑤（鬼澤議員関係会社設立時役員2名への聴取要約）では、鬼澤議員の関係会社の設立の経緯や契約形態が示されているが、聴取するに至った経緯は。

答 情報提供したいとの連絡があり、聴取するに至った。

問 鬼澤議員関係会社設立時役員2名への聴取内容を審査請求書に添付した意図は。

答 警備会社が鬼澤議員とつながりがあることを説明する意図がある。

問 審査請求者は、政治倫理条例第3条第1号に規定する「議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎み」という部分を強調しているが、同号には「疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」についても規定しており、これも内包した審査請求と理解して良いか。

答 そのように受け止めていただいて構わない。

問 市民から議員に寄せられた声に関する資料が提出されていないが、具体的にどのような声が寄せられているのか例示して欲しい。

答 議会としての説明責任を果たしていないとの声が多数寄せられている。また、疑惑報道に関係のない議員に説明を求める声が多数寄せられ

ていることを一番深刻に感じている。

問 議会報告会は、具体的にはどのような状況となり、問題があったと感じているか。

答 本来、議会報告会は、議会活動や市政について意見を交換し、議会と市民との距離を縮める機会になると考えているが、参加者から厳しい意見があり、議会と市民との間で対立する構造となってしまった。

問 議長コメントを誤った内容でテレビ局に伝えた件については、議会としてテレビ局に訂正を求め、既に完結したものと理解しているが、審査請求内容に含めた理由は。

答 議長コメントを誤った内容でテレビ局へ伝えたことは良くないことであり、その後の本人の対応も良くないことも考慮し、審査請求の内容に含めている。

問 審査請求者は何を一番問題と感じているのか。報道機関に疑惑として指摘されたこと、事業者との金銭的取引、市長との面会時に同席したことなどが考えられるが、具体的に示して欲しい。

答 それらを含めて審査して欲しい。

問 審査請求者は、審査対象議員に説明責任を果たしてもらうことが重要と主張しているが、審査対象議員が審査会に出席する、文書で意見を述べるといった行動で良とするとの理解で良いか。

答 求めているのは、きちんと市民への説明責任が果たされることである。説明方法については、審査対象議員の判断にもよるところである。仮にまったく説明しない場合の判断は審査会の判断に委ねたい。

問 資料⑧(令和7年12月8日付 政友クラブの議員13名から議長に対する申し入れ書)には、「新聞記事に該当されると思われる議員本人から、報道機関への説明だけでなく、議会への説明責任を果たすことを議長の職務としてお願いすること」との記載がある。当時は審査会が設置されていない状況であったが、どのような場での説明を求めたのか。

答 全員協議会や議会内の適切な場において、経過等や意見などについて説明いただきたいと考えていた。

問 資料⑧(令和7年12月8日付 政友クラブの議員13名から議長に

対する申し入れ書)には、「報道機関への説明だけでなく」との記載があるが、当時は、報道機関に対しては十分な説明がされていたとの認識で良いか。

答 当時は、報道機関に対する説明が十分か否かの判断もできない段階であった。議会に対し説明してほしいとの考えから、申し入れ書を提出した。

③審査対象議員の意見陳述について

- ・ 次回の審査会では、審査対象議員に意見陳述の機会を設け、あわせて資料の提出を求める旨を確認した。

④次回の審査会の日程について

- ・ 令和8年7月6日(月)午前10時から開催する旨を確認した。

第3回審査会

開催日時：令和8年7月6日(月)午前10時～午前10時51分

場 所：成田市役所 議会棟3階 第1委員会室

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
(1) 審査会の運営について
4. 審査
(1) 審査対象議員の意見陳述
5. その他
6. 散会

○出席委員(12名)

委員長	宇都宮高明	副委員長	海保 茂喜
委員	中島 圭介	委員	藤崎 勇一
委員	荒川さくら	委員	会津 素子
委員	飯島 照明	委員	一山 貴志
委員	神崎 勝	委員	水上 幸彦
委員	村嶋 照等	委員	油田 清

○職務のため出席した事務局職員

参事(局長)	内田 啓子	次 長	石川 達也
主 幹	神崎 栄二	係 長	鴻池 卓也
副主査	川島 裕貴		

○会議概要

①審査会の運営について

- ・公開にて審査会を開催する旨を決定した。

②審査対象議員の意見陳述

- ・審査対象議員から書面により意見陳述を行いたい旨の申出があり、事務局職員が意見陳述書を読み上げ、陳述内容を確認した。

※詳細は別紙意見陳述書のとおり。

(主な意見)

- ・文書での意見陳述となったことが残念である。上田議員については、示した提出期限を過ぎ、今朝になり意見陳述書が提出され、明らかに審査の妨げになっているものと思う。本日、上田議員の審査を行うことは不適当であるため、日を改めて審査を行うべきである。
- ・書面による意見陳述では不明瞭な点もある。審査対象議員の議会や市民への説明責任の解釈などについて直接確認したいため、改めて出席を求めるべきである。
- ・市民からは、審査対象議員が説明できないことについて疑念を持たれているので、議員としての丁寧な対応を求めたい。現状、十分な説明が行われたとは言い難いので、審査対象議員に出席を求めたい。
- ・公平な審査をする上でも、審査対象議員に確認したい点があるので、次回の審査会への出席を求めたい。
- ・上田議員については、当日になり意見陳述書が提出されたため、詳細について確認できていない。また、鬼澤議員については、審査請求の解釈、違法行為の有無、守秘義務や添付書類についての主張であり、市民や議会への説明責任に関する意見は明らかになっていない。市民から厳しい意見が寄せられる中、議員としてどのように説明責任を果たしてきたのか、また、その対応による議会全体への影響について確認することが審査会の重要な役割と考える。審査対象議員の意見陳述書の中では、報道機関や議長に対し可能な範囲で説明を尽くしているとの記載があったが、それを以って、説明責任を果たしたか否かについては確認が必要であると考え。議員22名の説明を求める要請に対し文書による回答が無かったことについても理由を確認する必要があるので、改めて審査会への出席を依頼したい。
- ・審査請求者にも政治倫理条例第3条第1号に違反する恐れがあることを立証する証拠等について確認しない限りは、審査要件が整わず、判断できないと思う。現状、審査対象議員のどの行為がどの条項に違反する

のか明確になっていないため、委員長には今後の進め方について慎重に判断いただきたい。

- ・審査対象議員は、法令解釈についての疑義を主張しているため、法令解釈について整理していただきたい。

③今後の進め方について

- ・審査対象議員への質疑を行うため、次回の審査会への出席を依頼する旨を確認した。
- ・次回の審査会は7月9日（木）午前10時から開催し、上田議員への質疑は午前10時から、鬼澤議員への質疑は午後1時30分から行う旨を確認した。
- ・出席の依頼については、委員長に一任する旨を確認した。

第4回審査会

開催日時：令和8年7月9日（木）午前10時～午前11時01分

場 所：成田市役所 議会棟3階 第1委員会室

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - （1）審査会の運営について
 - （2）審査請求者の意見陳述について
 - （3）今後の進め方について
 - （4）次回の審査会の日程について
4. その他
5. 散会

○出席委員（12名）

委員長	宇都宮高明	副委員長	海保	茂喜
委員	中島 圭介	委員	藤崎	勇一
委員	荒川さくら	委員	会津	素子
委員	飯島 照明	委員	一山	貴志
委員	神崎 勝	委員	水上	幸彦
委員	村嶋 照等	委員	油田	清

○職務のため出席した事務局職員

参事（局長）	内田 啓子	次 長	石川 達也
主 幹	神崎 栄二	係 長	鴻池 卓也

副主査 川島 裕貴

○会議概要

①審査対象議員の欠席について

- ・冒頭の委員長の挨拶において、審査対象議員から諸事情により欠席する旨の申出があったことを報告した。

②審査会の運営について

- ・公開にて審査会を開催する旨を決定した。

③審査請求者の意見陳述について

- ・審査請求者から、書面により意見陳述を行いたい旨の申出があり、許可した。事務局職員が意見陳述書を読み上げ、陳述内容を確認した。

※詳細は別紙意見陳述書のとおり。

④審査請求者及び審査対象議員の意見陳述を踏まえ、委員から意見を述べた。
(主な意見)

- ・審査請求者から提出された意見陳述書では、審査会において報道内容の事実認定を求めるものではなく、疑惑内容について真摯に説明責任を果たしているか審査を求めるものであるとの考えが示され、審査会で判断すべき事項が整理されている。一方、審査対象議員の意見陳述は、審査請求の手続き、対象行為の特定、立証責任や条例解釈に関する主張であった。本件審査請求は、市民の議会に対する信頼に大きく関わるものであり、書面による意見陳述となったことが残念である。審査対象議員が審査会に出席し、説明する必要があると考えるが、今後も説明がなされない場合は、政治倫理条例の趣旨に照らして、これまでの審査経過や意見陳述書の内容等を総合的に勘案し、審査会として判断すべきと考える。
- ・審査対象議員の意見陳述では、審査請求の適否や立証責任等の主張が多いが、政治倫理条例では、刑事裁判のような厳格な証拠を求めるものではないと考える。審査会では、審査対象議員に自ら説明する機会が2回も付与されたにもかかわらず、書面での対応にとどまり、市民が、十分に説明が果たされたと感じられるか疑問を感じる。私人間の取引において守秘義務が課せられていることは理解できるが、可能な範囲で説明するなどの、議員としての姿勢が問われているものとする。今回の審査請求は、議員の政治倫理、議会の信頼等に関わる問題であるため、今後の審査に当たっては、政治倫理条例の趣旨を重視し、提出された意見陳述書の内容や、これまでの出席要請への対応等を総合的に勘案し、判断すべきと考える。
- ・審査対象議員の意見陳述では、私人間の取引が強調されているが、本件審査請求の発端となった小菅地区の開発事業は、成田市が開発許可した

事業であり、一般的な私人間の取引ではないと考える。成田市の許可事業である限り、私人として関わっていたとしても、議員としての側面があり、純粋な私人間の取引という整理はできない。また、議員であるからこそ疑惑として報道されていると思う。議員として疑惑を持たれた以上は、まずは議会に十分に説明する必要があると考えるが、審査対象議員の意見陳述書には、その点についての見解が一切触れられておらず、私の感覚とは異なると感じている。

- ・審査対象議員が審査会に出席せず、書面对応にとどまっていることを重く受け止める必要があると考える。書面对応そのものを否定するものではないが、対面による質疑は疑問点を確認する重要な機会であった。その機会に出席しない対応は、政治倫理条例第2条第2項に規定する、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにするという姿勢といえるのか、審査会として慎重に評価する必要があると思う。今後は、政治倫理上の説明責任が果たされたか否かを中心に、これまでの経過を整理すべきであり、審査対象議員の意見陳述書の内容だけでなく、審査会への対応状況、説明の具体性、市民の疑念の解消度合い、議会の信頼へ与えた影響についても判断材料とすべきであると考え。
- ・審査対象議員は、日程の事情で審査会に出席していないのではなく、出席の意思はないもの受け止めている。審査会には、議長への報告期限などの時間的な制約もあるので、今後、出席を求め続けるのも難しいと考える。政治倫理条例第9条第6項では、「審査会は審査対象議員に審査会の会議への出席、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる」とし、同条第7項では「協力を求められたときは、これに応じなければならない」と規定しているが、その上で2回とも欠席された。成田市議会議員として政治倫理条例に基づき出席を求められたのであれば、出席できるよう調整し、調整出来ないのであれば、理由を説明し審査会と日程調整するなどの対応もあるかと思う。政治倫理条例は、議員が誠実かつ公正に職務を遂行し、人格及び倫理の向上に努め、市民の信頼に答えることを目的に、議会運営委員会で丁寧に議論を重ね制定したものであり、審査対象議員も賛成した条例である。審査会が最終的に判断する事項は、政治倫理条例第3条第1号への違反の有無になるが、審査会への出席に応じないという姿勢はとても残念であり、条例に違反すると指摘されても仕方のない対応であると感じている。また、今回、審査請求者から提出された意見陳述書により、条例第2条第2項と第3条第1号の関係が理解できた。鬼澤議員は、審査請求者は逆転した論理を展開し、審査請求自体が失当であることや、質問されていることが分からな

いたため回答できない旨を主張しているが、審査請求者の意見陳述書を確認する限り論理に矛盾はなく、自身に関する疑惑報道があり、議会内でも説明を求める声がある状況下で、何を説明して良いか分からないということは信じ難い。守秘義務については、仮にあったとしても、議員である以上、疑惑を持たれた際は、説明できることを見つけて、丁寧に誠意をもって説明していくことが必要と考える。上田議員については、意見陳述書の３ページから４ページに記載された４点が主な主張であると思うが、具体的行為や条例の該当条項については、審査請求者の意見陳述書の中で特定されている。事実を裏付ける証拠については、報道内容が資料として提出されており、疑惑の立証責任については、審査請求者が負うものではないという審査請求者の主張に同感する。政治倫理条例は違法性の判断を主たる目的としておらず、合法であったとしても市民から負託を受けた議員として、市民から信頼を得られる存在となるよう、議員自らが制定した条例である。審査対象議員の意見陳述の内容は、審査請求の不当性の解明に重きを置いており、疑惑報道に関する市民や議会の疑問には答えていないと感じている。

- ・説明責任については、審査請求の該当条項に挙がっておらず、審査対象議員は議長を通して説明したと主張している。審査対象議員のどの行為が政治倫理条例第３条第１号に違反するのか整理する必要がある。審査請求者から提出された資料や生じた事象が条例に違反するのか審査会で判断すべきと思う。審査請求者から提出された意見陳述書は、これまで疑惑を追及するものではないと主張しつつも、疑惑に関する内容が記載されており、論点がずれてきていると思う。具体的にどの行為が違反するのかを整理できる文書等が提出されない限り、現状では判断が難しい。審査請求内容に沿って審査できるよう整理したい。
- ・他の委員の意見を聞いていると、審査の対象範囲が広がっていると感じ、審査請求の内容に絞って判断すべきと考える。審査請求書には、説明責任を果たしていないことにより、定例会及び議会報告会にマスメディアが取材に押しかけるに至っている旨が記載されており、審査対象議員が説明していれば取材に押しかけなかったのかなどについて、冷静に考える必要がある。また、議会や議員の名誉を損なうとはどのようなものか他の委員の意見を聞きたい。
- ・議会基本条例や政治倫理条例の制定趣旨は十分に理解している。本来であれば、審査対象議員は、取材後、報道前に議長や議員に対し真実を説明していれば良かったと思う。議員には説明責任があり、きちんとした行動をすることが前提である。審査請求者は、意見陳述の中で多くの市

民から議会に対する不信の声等を聴くと主張していたが、私は「みんな
で大家さん」について質問を受けることはあるが、審査対象議員が問題
であるとの声をほとんど聞いておらず、議会事務局も市執行部も同様の
証言をしていた。そのため、審査請求者への質疑において実情を確認し
たが、明確な回答はなかった。また、審査対象議員は、議長を通じて説
明をしたと主張しており、まったく説明していないわけではないことも
一つの事実である。こうしたことを踏まえると、もう一度、どの市民が、
どのような意見を言っているのか説明いただけるとありがたい。

- ・資料⑥（令和7年11月28日に開催した会派代表者会議において配付
された議長コメント）の中で、「本件は倫理条例への判断ができない状
況であり」との記載があり、議長がコメントを発出した当時は判断がで
きないとのことであった。個人的には、その後に新しい事実は発覚して
いないものと認識しており、判断が難しい状況である。
- ・議長がコメントを発出した当時と状況は異なる。議長が審査会を設置し、
審査を付託しているので、新事実の発覚の有無の問題ではないと思う。
- ・審査対象議員に対面で質疑はできなかったが、意見陳述書は提出されて
いるので、今後、議論を深め、判断せざるを得ないと思っている。委員
から意見のあった、品位や名誉を損なう行為、疑惑を持たれるおそれの
ある行為の有無、説明責任について議論を深めていきたい。

⑤今後の進め方について

- ・次回は、政治倫理基準に違反する行為の存否とその他必要な措置につい
て各委員が意見を述べ、その後、最終的な判断をする旨を確認した。
- ・市民から疑惑報道について意見を言われることもあるが、それを以って、
議会及び議員の名誉及び品位を損なっていると判断できるのか否かな
どについて議論したいとの発言が委員からあった。

⑥次回の審査会の日程について

- ・令和8年7月24日（金）午前10時から開催する旨を確認した。

第5回審査会

開催日時：令和8年7月24日（金）午前10時～午前11時02分

場 所：成田市役所 議会棟3階 第1委員会室

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項

（1）審査会の運営について

(2) 審査対象議員の意見陳述について

4. 審査

(1) 政治倫理基準に違反する行為の存否について

(2) その他必要な措置について

5. その他

6. 散会

○出席委員（12名）

委員長	宇都宮高明	副委員長	海保 茂喜
委員	中島 圭介	委員	藤崎 勇一
委員	荒川さくら	委員	会津 素子
委員	飯島 照明	委員	一山 貴志
委員	神崎 勝	委員	水上 幸彦
委員	村嶋 照等	委員	油田 清

○職務のため出席した事務局職員

参事(局長)	内田 啓子	次 長	石川 達也
主 幹	神崎 栄二	係 長	鴻池 卓也
副主査	川島 裕貴		

○会議概要

①審査会の運営について

・公開にて審査会を開催する旨を決定した。

②審査対象議員の意見陳述について

・審査対象議員から書面により意見陳述を行いたい旨の申出があり、事務局職員が意見陳述書を読み上げ、陳述内容を確認した。

※詳細は別紙意見陳述書（補充）、補充意見陳述書、意見書のとおり。

・審査対象議員の意見陳述内容について審査するため、暫時休憩とした。

《休憩時間 午前10時19分から午前11時00分》

・審査会の再開後、委員から審査対象議員の意見陳述内容について審査する日数が必要なため継続審査とすべきとの発言があり、当日の審査は行わず、継続審査とする旨を確認した。

③次回の審査会の日程について

・令和8年7月31日（金）午後1時から開催する旨を確認した。

第6回審査会

開催日時：令和8年7月31日（金）午後1時～午後3時45分

場 所：成田市役所 議会棟3階 第1委員会室

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1) 審査会の運営について
 - (2) 審査対象議員からの申入書等について
4. 審査
 - (1) 政治倫理基準に違反する行為の存否について
 - (2) その他必要な措置について
5. その他
6. 散会

○出席委員（12名）

委員長	宇都宮高明	副委員長	海保 茂喜
委員	中島 圭介	委員	藤崎 勇一
委員	荒川さくら	委員	会津 素子
委員	飯島 照明	委員	一山 貴志
委員	神崎 勝	委員	水上 幸彦
委員	村嶋 照等	委員	油田 清

○職務のため出席した事務局職員

参事(局長)	内田 啓子	次 長	石川 達也
主 幹	神崎 栄二	係 長	鴻池 卓也
副主査	川島 裕貴		

○会議概要

①審査会の運営について

- ・公開にて審査会を開催する旨を決定した。

②審査対象議員からの申入書等について

- ・7月29日付で、審査会委員長に対し審査対象議員から申入書が提出され、事務局職員が読み上げ、内容を確認した。
- ・7月30日付での議長の審査対象議員への回答について、事務局職員が読み上げ、内容を確認した。
- ・議長の回答内容を踏まえ、審査会当日である7月31日に審査会委員長に対し、審査対象議員から意見書が提出され、事務局職員が読み上げ、内容を確認した。

※詳細は別紙申入書、回答書、意見書のとおり。

- ・委員からの意見等を踏まえ、審査会として、政治倫理基準に違反する行

為の存否とその他必要な措置の審査を進める旨を確認した。

(委員長への質疑)

問 政治倫理審査会は、色々な制約から外れ、独立して活動する審査会であるとの認識で良いか。

答 その通りである。

問 審査会委員の立場については、弁護士の見解を勘案し、憲法第31条の考え方が整理され、合理的な手続きができる委員であると理解して良いか。

答 最終的には、他の委員の意見も聞きながら話し合い、審査会として判断したい。

(主な意見)

- ・憲法第31条は、国家権力が個人に不利益を与える場合に、法律で定められた弁明の機会や、公正な手続きが守られているかという適正手続きの保障を定めているものである。そもそも、当審査会は国家権力でもなく、刑罰を下す場でもない。また、議長も回答しているように、行政処分を科す場でもないため、審査会に適用されるものではないと考える。また、資料にある申し入れ書の連署については、申し入れ書が審査請求を前提にしたものではなく、条例上も除斥の対象ではない。よって、審査会の継続について何ら問題がないものとする。審査会は条例に基づき設置され、条例を守り、手続きを進めてきた。審査対象議員には、弁明の機会となる意見陳述の場を二度設けた。さらにはその後の審査対象議員からの意見書も受け入れ、読み上げている。そのような中、条例で応じなければならないとされている、二度の意見陳述の場を欠席した議員が、憲法、法令や条例を守れと審査会に公平性を語ることや、条例や審査会を否定しているような意見書を繰り返し提出していることに強い違和感を覚える。
- ・審査対象議員には、書面のみを提出するのではなく、意見陳述の場に出席し、きちんと説明することが議員の責務であると言いたい。審査対象議員は、憲法第31条を持ち出しているが、明らかに論点のすり替えであると思う。憲法第31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と定めているが、国民主権や基本的人権といった、憲法の理念を踏まえて定めた、刑事手続きの総則的な規定になる。行政手続にも適用するとの意見もあるが、地方自治においては行政処分に関してと解釈することができる。政治倫理審査会は、刑事処分や行政処分をする場では

なく、議会と議員に対する市民の信頼をより強固なものにするために、議員自らが自主的に定めた条例である。条例第12条では、「議会は、第10条第1項の規定による報告を尊重し、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。」と規定しているが、罰則規定や処分は明文化していない。よって、憲法第31条は、成田市議会の政治倫理条例を制約するものではない。審査会委員の公平性については、議長が議会運営委員会の答申を受け、公正を期して、審査会委員を選出し、審査会に審査を付託するとしているが、選出過程においては、審査対象議員、審査請求者以外の者を除く以外のことは規定していないため、それらの過程において疑義が提出されたことはない。その前提により、審査会で審査を進めてきたと認識している。申し入れ書への連署については、議長に対し、議員2名に説明責任を促すよう求めたものであり、政治倫理審査会に直接関与するものではなく、審査対象議員は事実の認識が誤っており、この意見書はまったく意味を成さないと思う。

・審査対象議員から提出された申入書については、正式な意見として審査記録に残し、軽視することなく受け止めるべきであると考え。一方で、議長からは、過去の判例や法的整理を踏まえ、政治倫理審査会は行政処分を行う機関ではなく、委員の選任や議会運営委員会の手続にも問題は認められないことから、公正な審査を継続すべきとの見解が示された。地方自治法第117条の除斥規定については、審査会委員が本件に直接の利害関係を有している事実は確認されておらず、委員の除斥や退席を求める状況には当たらない。また、憲法第31条の適正手続についても、審査対象議員には陳述書や意見書、申入書の提出や意見陳述の機会が十分に与えられており、適正手続は確保されていると考える。さらに、「何人も自己の事件の裁判官になれない」との原則についても、委員は自らの権利利益を判断する立場ではなく、政治的立場や所属会派のみを理由に公正性が失われるものではない。今後は、申入書における手続上の主張と、本来審査すべき条例第3条第1号の違反の有無を区別して整理し、現時点で審査会の停止、委員の交代や、審査を無効とすべき事情は認められないことから、従来どおり審査を継続することが適切であると考え。審査に当たっては、上田議員、鬼澤議員それぞれについて、確認できた事実と確認できない事項を明確に区別し、条例第3条第1号の政治倫理基準に照らして、公平かつ慎重に判断することが重要である。また、説明責任の果たし方だけで違反を認定するのではなく、具体的な行為や市民の疑念がどの程度解消されたかを総合的に検討すべきである。今回

の申入書を契機として、これまで以上に予断を排し、審査対象議員の主張にも十分配慮しながら、確認できる事実に基づいて公正な結論を取りまとめることが、審査会の責任であると考えます。

- ・私は、上田議員と鬼澤議員に説明を求める申し入れ書に署名したが、政治倫理審査会に臨むにあたり、その経緯は完全に切り離し、審査会委員として公正・公平に審査に向かい合っているため、両議員の申し入れ書に言われるような筋合いはないと考える。審査会の直前に意見書を提出する行為は審査の妨げになると考える。審査対象議員の意見ばかりが審査会で読み上げられており、公平・公正な審査の在り方として疑問を感じる。

(議会事務局への質疑)

問 個人的に確認した限りでは、抵触するリスクがあると聞いている。議長の回答は、弁護士が回答したものとの認識で良いか確認したい。

答 弁護士が回答したものではない。回答にあたり、弁護士事務所2か所に見解を確認し、その意見を参考に議長として回答したものである。

(主な意見)

- ・弁護士が正式に回答したわけではないという状況の中で、このまま審査を進めることにリスクを感じ、必ず大丈夫というものではないことを指摘したい。外部から公正・公平に見えるかということも重要であると指摘されている中で、証拠書類として提出された申し入れ書に、審査会委員10名が含まれていることは事実である。公正・公平な議論ができるのかという点について指摘されているのだと思う。先ほど、他の委員からは、公正・公平に審査に臨んでいるとの話はあったが、審査会委員は、疑義を持たれるようなことがないよう発言にも留意し、提出された書類をもとに判断していく必要があると思う。
- ・憲法第31条は、先ほど、何人かの委員が言っていたように刑事手続の時に重要な規定だと思う。政治倫理審査会については、手作りの政治倫理条例に基づいて議論を進めており、今議論しているのは法律違反ではなく、政治的・道義的責任を扱う場として議論していると思う。たとえ、刑事事件になるほどでなくても、市民が見ておかしいとか不誠実だと思われる行為については、政治倫理審査会で議論してけじめをつけようとして進めている。憲法云々とあるが、知人の有識者に聞くと、憲法は、様々派生し、細かい法律が出来るが、成田市議会議員政治倫理条例は、議員が自ら議員のための政治倫理を求める条例を作ったのであり、それに基づいて粛々と議論を進めて判断すべきであって、憲法を結びつけるのは不自然ではないかという意見をいただいた。色々な解釈はあるだろう

うが、今まで公明正大な議論をやってきた我々審査会としては、今のまま粛々と進めて、到達点に向けて様々な模索を重ね、市民の目線も加味しながら進めていくべきだと個人的には判断している。

(委員長の発言)

- ・憲法の解釈については様々あるが、審査会を設置した議長として、問題は整理できているため、引き続き、当審査会において公正・公平に審査を進めることを期待している旨を回答しており、また、委員の中でも問題ないとの見解を複数確認しているため、これ以上、審査会の中でこの件を議論する必要はないものと考ええる。については、審査対象議員から問題提起された憲法第31条の件は整理できているとの前提のもとで、本日は、「政治倫理基準に違反する行為の存否について」と「その他必要な措置について」の審査を進めたいと思うが、よろしいか。

(委員長への質疑)

問 憲法第31条に違反する可能性がある中で審査を進めるという理解で良いか。

答 議長から審査の付託を受けた審査会としては、議長が問題を整理されている以上、議長の回答を以って、審査会を進めたいと考える。

③政治倫理基準に違反する行為の存否に係る審査について

- ・採決の結果、上田信博議員の審査請求内容①について、賛成多数により、政治倫理条例第3条第1号に違反する行為があったと認定した。
- ・採決の結果、上田信博議員の審査請求内容②について、賛成なしにより、政治倫理条例第3条第1号に違反する行為は無かったと認定した。
- ・採決の結果、鬼澤雅弘議員の審査請求内容①について、賛成多数により、政治倫理条例第3条第1号に違反する行為があったと認定した。

(上田信博議員の審査請求内容①に関する意見)

- ・直前に提出された意見書の内容も踏まえ、意見を申し上げる。今回の意見書では、審査会委員の構成や審査手続の公平性・中立性について疑義が示されているが、これらの主張は軽視せず、正面から受け止める必要があるものと考ええる。しかしながら、手続に関する主張と、審査対象議員の具体的な行為が政治倫理条例第3条第1号に違反するかどうかという実体上の判断は分けて整理しなければならないと考える。条例、審査資料、陳述書、補充意見書及び今回の意見書を改めて検討した結果、確認できた事実と確認できなかった事項を明確に区別し、推測による事実認定を行わない立場から意見を申し上げる。審査会が判断すべき事項は、報道内容の真偽や刑事上・民事上の責任ではなく、審査資料によっ

て確認できる具体的な行為が「議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為」、「疑惑を持たれるおそれのある行為」への該当の有無であると考ええる。上田議員からは、条例第2条第2項に定める説明責任が果たされなかったことを当審査会の審査対象にしているとの指摘を受けているが、そうではない。議員には、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならないという責務が課されているのであり、政治倫理審査会に付託された以上、その責務を果たすべきということである。審査資料及び提出された各書面によれば、上田議員が、小菅地区の開発事業に関係する者と市長との面会に同席したことは確認できるものとする。一方で、上田議員が面会を設定、紹介又は調整したのか、面会の場でどのような発言をしたのかについては、客観的に確認するまでには至っていない。したがって、これらの未確認事項を、推測によって事実と認定することはしない。また、市議会議員が市長との面会に同席すること自体は、通常の議員活動として行われる場合もあり、同席の事実だけで直ちに条例違反となるものではないと考える。しかし、今回の面会は、社会的に大きな関心を集めている民間開発事業に関係する者との面会であり、上田議員がどのような経緯で同席し、どのような立場と役割でその場にいたのかは、議員の公的立場と民間事業者との関係を判断する上で重要な事項であると思う。上田議員からは、各書面により一定の説明がなされており、その内容は十分に考慮したが、それでもなお、同席に至った具体的な経緯や面会時の立場、役割については、審査会として十分に確認できず、議員の公的立場と民間開発事業との関係について、市民から疑念を持たれるおそれが残ったものとする。単に説明が不足していたから違反とするものではない。社会的関心の高い開発事業に関係する者と市長との面会に、市議会議員として同席したという具体的な行為、その行為が置かれた客観的状況からすると、市民から疑念を持たれるおそれがあると考えざるを得ない。上田議員は、政治倫理審査会への書面提出だけではなく、審査会に出席し、質疑を行う場が数回設けられた。何ら問題が無く、やましいことがないのであれば、審査会に出席し、質疑を通じてその根拠を具体的に説明されるべきであり、それがなされない以上、上田議員の市長面会への同席に係る状況は、条例第3条第1号に規定する「市民から疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当し、議会及び議員の名誉と品位並びに市民の信頼に影響を及ぼしたものとして、同号に違反すると判断する。なお、この判断は、審査会が確認できた事実と客観的状況を、政治倫理条例上の基準に照らして判

断したものである。

- ・当審査会は審査対象議員に対し出席を求めたが、両議員は書面による意見陳述を選択された。審査会として直接説明を聴取できなかったことはとても残念だが、本請求に対して審査委員として公平・公正な目で審査した結果、政治倫理条例第3条第1号違反を認定することはできなかった。条例第6条では、議員は、議員が前3条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、議員の選挙権を有する者にあつてはその総数の50分の1以上の、議員にあつては議員の総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者（審査請求者）から議長に対し、当該政治倫理基準等に違反する疑いがあることを証する書類を添えて、審査請求をすることができると規定されている。また、条例第9条では、審査会は、審査を付託されたときは、政治倫理基準等に違反する行為の存否その他必要な措置について審査を行うものとされている。したがって、当審査会は、審査請求者から提出された審査請求書及び「政治倫理基準等に違反する疑いがあることを証する書類」に基づき、「政治倫理基準等に違反する行為の存否その他必要な措置」について審査を行うことになる。審査請求者から提出された審査請求書の「審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容」欄には、「(1) 該当条項」として同条例第3条第1号が記載され、「(2) 内容」として①及び②記載の両審査対象議員の行為が議会の名誉及び品位を損なうものである旨が記載されている。そのため、本審査請求の趣旨は、審査請求書の別添資料を踏まえ、両対象議員の行為が、議会の名誉及び品位を損ない、政治倫理基準等に違反する疑いが生じたか否かを審査することを求めたものであると考えられ、その趣旨に基づいて検討を行った。まず、審査請求書の「内容」欄の①には、両対象議員の小菅地区民間事業に関する疑惑が報道されたものの、両議員が同条例第2条第2項の説明責任を果たしていないため、マスメディアが定例会及び議会報告会に押しかけることにより、議会の名誉及び品位を損なっている旨の記載があるが、本審査請求は第3条第1号違反を対象とするものである。したがって、審査会としては、第2条第2項の説明責任違反そのものではなく、それが第3条第1号の「議会の名誉及び品位を損なう行為」に該当すると認められるかについて判断すべきである。そこで、審査請求書及び添付資料を検討したが、第2条第2項の説明責任に関する主張と、第3条第1号の「議会の名誉及び品位を損なう行為」との結び付きが、具体的事実によって十分に示されているとは認められない。また、両議員が説明責任を果たさなかったことにより、マスメディアが取材に押しかけた旨が記載されているが、両議員が

説明責任を果たしていたとしても、報道機関の取材がどの程度行われたのかは明らかではなく、説明責任の不履行と取材活動との間の因果関係を認めることは困難である。社会的関心の高い案件について議会を取材することは、報道機関による通常の取材活動の範囲内と考えられる。したがって、そのことのみを以って議会の名誉及び品位が損なわれたとは直ちに評価できない。過去にマスメディアが成田市議会を大きく取材した事例はあったが、少なくとも私の知る限り、そのような取材が行われたこと自体を以って議会の名誉及び品位が損なわれたと評価された事例はない。さらに、マスメディアが議会に押しかけたことを指摘しつつも、審査請求者の意見陳述書では「マスメディアの行為自体を請求の根拠となる行為としてとらえているはずがなく」とされていることから、これらを総合して検討すると、請求の趣旨は疑惑とされることが報道された事実そのものとなる。しかし、報道が行われたという事実のみを以って、その内容が直ちに客観的事実として確定するわけではなく、これによって議会の名誉及び品位が損なわれたと評価することはできない。当審査会は、両対象議員の行為の当否そのものを主観的に判断する場ではなく、提出された審査請求書及び証拠資料に基づき、第3条第1号に違反する事実が認められるか否かを判断する場であると考えている。その観点から慎重に検討した結果、本件については違反を認定することはできないとの結論に至った。

- ・本件は、共生バンクが許可を得た小菅地区の開発に関して、用地が投資の対象とされ1500億円ものお金を集めたにもかかわらず、分配金が受け取れない、解約もできないなど社会的な問題となっている件に関するものである。添付資料の報道をみると、グループ会社である都市総研インベストバンクが、この用地を高値で転売し、1500億円のお金の大半のお金が転売益というかたちでバンク社に流れていたとされ、そのバンク社から上田議員の親族を役員とする法人と共生側が立ち上げた事業に5億円を超える投資がされていたとされている。さらに、共生側の関係者は「便宜を図ってもらうための存在だった」と証言しているとされている。他の資料では、市議の便宜供与の疑い、先日のテレビ報道では、バンク側からの市議への利益供与の疑いが指摘され、さらに金額が10億円にも上るという報道もあった。こういった一般の人が想像もつかないような額の金銭的な授受に関する疑いを持たれたのだから、真実を真摯に説明することが政治倫理条例に規定する議員の責務だと思う。しかし、民間同士の契約だからと、きちんと説明しなかったことは、議員個人に対する市民の不信感を増長させるだけでなく、成田市議会全体への

不信感につながっている。さらに、今回の正式な審査会においても、書面による陳述のみで、審査会委員は質問することすらできなかった。書面を見ても、疑惑に関する具体的な説明はされておらず、疑惑を払拭することはできていないと考える。具体的な説明がなく、疑惑の払拭ができていない以上、巨額の金銭の授受に伴う一連の疑いと、それに対し説明しないという行為が、条例第3条第1号の「疑惑を持たれる行為」に該当すると考える。また、そのことが、議員や議会への不信感を引き起こし、「議会及び議員の名誉と品位を損なっている」と考える。よって、上田議員の審査請求内容①については、政治倫理条例に規定する政治倫理基準等に違反する行為であったと考える。

- ・上田議員は陳述書において民間企業間取引を強調し、法令違反はないと主張している。しかし、成田市が都市計画事業として決定していなければこの事業は存在していない。たとえ、「民と民」の取引であっても、その根底には許認可権を持つ自治体が介在している。自治体が根底に介在した場合、私人としての取引であっても、自治体に対しては議員という二面性を持つことは否定できず、マスコミ報道も過熱しやすくなる。政治倫理条例の前文にある「公職者としての高い倫理観」が求められているからである。そもそも私人であるならば、政治倫理審査会で議論されることはない。政治倫理審査会に審査を委ねられたという事実は、裏を返せば、「民と民」あるいは「私人」ということはできないことを意味する。法令違反は法令によって裁かれるため、政治倫理審査会で法令違反を取り扱うものではない。審査請求者が審査請求書に添付したマスコミ報道等の書類からは事実を認定することはできないが、この間の騒動は上田議員が疑惑を持たれたことによるものにほかならず、少なくとも上田議員は審査会に出席し弁明を含め説明を果たすべきであった。政治倫理条例第9条第6項では、審査会は、審査対象議員に、審査会の会議への出席の協力を求めることができるとし、同条第7項では、協力を求められたときは、これに応じなければならないとされている。応じなければならないとされていることに対し、応じない態度は、明らかに自らの説明責任を放棄したに等しい態度である。審査会から再三の出席要請があったにも関わらず、二度にわたり欠席したため、全会一致で制定した政治倫理条例に背を向けるものとして断じざるを得ない。一方的な意見陳述書からは、真摯かつ誠実に事実を説明する姿勢を感じられなかった。言うまでもなく、議員は疑惑を持たれる行為はしないこと、疑惑を持たれたときは、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにすることが求められている。そうしたことから、政治倫理条例に違反してい

ると判断せざるを得ない。

- ・今回の審査は、審査対象議員の人格や人間性、あるいは刑事上・民事上の責任を判断するものではない。政治倫理条例の趣旨に照らし、その行為や対応が条例に適合していたかを、公平かつ冷静に判断するものである。政治倫理条例は、市民から負託を受けた議員が、高い倫理観と責任感を持って職務を遂行し、市民の信頼に応えることを目的として、議員が自ら制定した条例である。その中でも第2条第2項は、政治倫理に反する疑惑を持たれたときは、自ら率先して事実を明らかにし、真摯かつ誠実に説明責任を果たすことを求めている。この説明責任こそが、市民の信頼を支える政治倫理の根幹であると考えている。提出された意見書等を踏まえ慎重に審査したが、一連の報道によって生じた市民の疑問や不安に対し、審査対象議員が政治倫理条例の求める説明責任を十分に果たしたとは認められなかった。以上のことから、審査対象議員の対応は政治倫理条例第2条第2項の趣旨に反するものであり、その結果、市民の議会に対する信頼を損ない、条例第3条第1号に規定する「議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為」に該当するものと判断する。
- ・審査にあたり、今まで提出された資料や証言等をもとに違反の有無を審査してきたつもりである。大前提として審査対象の該当条項は第3条第1号である。審査請求書では政治倫理審査会には第3条第1号の審査を求めているが、実際に審査請求者の発言では「私ども請求者が当審査会にお願いしているのは報道内容の真偽や刑事上の責任を判断していただくことではありません。これだけの報道があり、これだけの市民の声があり、さらに議会内からも複数回説明を求める申し入れが行われてきたにも関わらず、現在に至るまで十分な説明がされていない状況について、政治倫理条例の観点から審査していただきたい。」との発言や、「私たちが求めているのは処分や結論ではなくて、やはり市民の皆さんに対する説明がきちんとなされることです。」といった発言、さらには「本審査会におかれましては、条例の趣旨に基づき具体的事実に基づいた説明が十分になされたかという観点から審査していただきたい」との審査請求者からの意見陳述書からも、説明すること、説明責任を求めているということは明白である。しかし、当審査会で審査すべきは条例第3条第1号に対する違反の有無であるため、その本質を当審査会は見失ってはいけない。つまり、審査対象者が審査会に来たか来なかったか、説明したのか、しなかったのかが審査の本質ではないということ、そのことが審査に影響を及ぼすことがあってはならないということをまず確認しておきたいと思う。そのうえで、今までの内容から請求者側の主張では、

新聞記事をはじめ各種報道で疑惑が報じられており、議員には条例第2条第2項の説明責任がある、審査対象議員は説明責任を果たさなかった、その結果として報道が続いた、定例会や議会報告会にマスコミが多数集まった、市民から議会への不信が生じた。したがって、説明責任を果たさなかった結果として、市民から疑惑を持たれ、議会の名誉及び品位を損なったので、第3条第1号に違反するというものだが、この論理を認定するためにはいくつかの要件を整理して、それらの条件を認定していかなければならないと思う。また大前提として仮に第2条に違反していることが、イコール第3条違反にはならない。なぜならば第2条は「責務」を定めた規定、第3条は「政治倫理基準」を定めた規定、第1号は「行為規範」であるからである。審査請求者が言うところの第2条第2項により第3条第1号違反という場合、どのような具体的な行為があったかを確認する必要があると思う。そこで、資料⑦においてコンプライアンス条例に触れているため、議会事務局に1点確認したい。

(議会事務局への質疑)

問 本市ではコンプライアンス条例に基づき公益通報制度を設けているが、今日現在までの本件に係る公益通報の有無について確認したい。

答 公益通報の有無は分からないが、議会事務局としては承知していない。

(上田信博議員の審査請求内容①に関する意見)

- ・議会事務局としては承知していないとのことであるため、コンプライアンス違反の事実は確認できないことが分かった。審査請求者側の言うところの、説明責任を果たさなかったという具体的な事実は何かということだが、審査対象議員の意見陳述書からは、議長や報道機関に対し、一定の説明がなされていると認定することができると思う。それが足りている、足りていないということがすぐに条例違反、ここで言う条例違反は第2条第2項についてだが、条例違反とは言えないと思う。説明をしたとしてもマスコミ等が押しかけることも十分に想定される。また、仮に説明不足だったとして、そのことでマスコミが押しかけたことで議会の名誉及び品位を損なっていることが、どの証拠資料から結びつくのかが分からない状況である。併せて、法令違反やコンプライアンス違反も確認できないことから、条例第3条第1号への違反について、判断ができない状況であり、条例違反とすることはできないという結論になると思う。
- ・政治倫理条例第3条第1号の「法令を遵守し、議会及び議員の名誉及び

品位を損なう行為を慎み、疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に違反しているという意見を述べる。初めに、この審査会に入る段階で、私は委員長に対して政治倫理審査会に提出されている資料、また、内容に対しては根拠を示しながら、公正・公平な審査をしたいということをお願いした。そういった中で、請求者に対して質疑をしてきたところである。申し入れをしたことによって、公正・公平さを欠くような行為をしたつもりはない。そのうえで、審査請求者からの審査請求の内容について確認したが、最終的には上田議員からは市長に対して同席を求めたとか、そういった行動に対して、市長は、自ら5回会ったということ、そして現地視察も一緒に行ったが、自分の行為としては現地に行ったことも職員には話をしていないことや、改めて職員に対して圧力を掛けるようなことを一切しなかったということを記者会見で話をされていた。私たちの行為というのは、同席を求めるというのは、議員の行為として何故行ったかという証明が必要になる。上田議員からは、自分はそういったことはしていないということは資料には書いてあるが、どういった行いをして、市長に会わせたけれども、圧力を掛けることはしなかった、どうかたちでしなかったか、こういうことに対して説明をしなければいけない。そういった行為をしっかりと行わなければ、公人として間違った疑義をもたれる可能性は多くあるが、そういった疑義に対して自分の立ち位置を明確にしなければいけない責務がある。いろんなかたちでの説明はあったが、そのかたちでの説明が一切なかったということは残念である。説明責任を果たしていないということよりも、そういった行為を行って、これが実際に圧力を掛けたか掛けなかったかはわからないが、掛けるような行為もしてはいけないというのは公人の立場である。その点については、違反していると申し上げておきたい。

(上田信博議員の審査請求内容②に関する意見)

- ・当審査会は、テレビ局その他の報道機関に対する説明が真実であったか、虚偽であったかを判定する機関ではない。また、取材時の質問や回答の主旨、報道における編集の過程について、十分な客観的資料を有しているものでもない。報道内容と議長の認識又は説明との間に相違があったとしても、このことだけで、上田議員が意図的に事実と異なる説明をしたと認定することは困難だと考える。上田議員本人も、そのような説明をしたとの指摘を否定しており、意図的な虚偽説明があったと認定するに足る客観的証拠は確認できていない。よって、この報道機関への対応については、説明の真偽そのものを判断せず、独立した条例第3条第

1号違反としては認定しないことが適切であると考え。これは、報道機関への対応が全面的に適切であったと評価するものではなく、条例違反を認定するために必要な客観的な証拠が確認できなかったという趣旨であることを申し添える。

- ・議長においてしっかりと上田議員に注意し、完結しているため、審査は必要ないのではないかと審査請求者への質疑の際にも意見を申し上げた。このことを以って違反とは認定しにくい。
- ・上田議員から今月6日に提出された意見陳述書によると、テレビ局への回答内容については、言葉の使い方の軽微な差異はあれど、議長がコメントした重要な事実が変わりはないという主張であった。「調査を実施した」「抵触していると判断されるものはなかったとの調査結果が全議員に周知された」という表現については少し気になるところだが、「議長がコメントした重要な事実」という点に着眼すると、令和7年11月1日の新聞報道以降、上田議員がテレビ局へ回答した時点において、市執行部局から働きかけを受けた旨の証言がなかったことは確かな事実であり、また、その後、市執行部局で実施した調査においても、そのような証言は確認されなかったとのことである。議長が文書で発出されたコメントではあるが、個人個人で捉え方に多少の不一致があることはやむを得ないものと考え、このテレビ局への回答を以って、直ちに条例第3条第1号の政治倫理基準に違反するとまでは言えないと判断した。

(鬼澤雅弘議員の審査請求内容①に関する意見)

- ・上田議員の審査請求内容①とまったく同じ理由により、条例第3条第1号に違反するとは認定できなかった。
- ・当審査会が判断すべきことは、報道内容の真偽や刑事上・民事上の違法性ではなく、審査資料によって確認できる本人の行為が議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為、疑惑を持たれるおそれのある行為、条例第3条第1号に該当するか否かである。会社の設立、会社役員への就任、または民間企業としての業務の受注自体を問題としたものではない。審査資料による裏付けが無い限り、鬼澤議員が議員としての地位や影響力を利用して業務を受注したと認定することもできない。一方、本件では鬼澤議員が役員を務める会社と小菅地区の開発事業に関係する業務との関わりが報道で取り上げられて問題とされている。鬼澤議員からは会社の設立目的、受注の経緯、手数料の有無、守秘義務などについて説明があり、その主張は十分に考慮した。私人間としての契約において守秘義務を負う場合があることも理解する。しかし、守秘義務があることと

議員として説明できる事項が全くないことは同じではない。契約内容や相手側の営業秘密に触れない範囲で本人が受注にどの程度関与したのか、議員活動と会社役員としての活動をどのように区分していたのか、議員の地位や議会内の情報を会社業務に利用していないことをどのように担保していたのかについては、一定の説明が可能であったと考える。説明が十分でなかったことだけを理由として条例違反とするものではなく、議員本人が関係する会社が社会的関心の高い開発事業に係る業務に関与したという客観的状況のもとで、公的立場と私的事業上の立場との境界が市民から見て疑念を生じさせるものであったかを判断する必要がある。提出された書面を検討しても、鬼澤議員本人の具体的な関与の程度、公的立場と会社業務との区分及び利益相違を避けるための対応については、審査会として十分な確認に至らなかった点が残っている。その結果、議員の公的立場と民間事業の関係について、市民から疑惑を持たれるおそれのある状況が生じ、議会全体の名誉及び信頼にも影響を及ぼしたものと考える。以上を総合し、鬼澤議員の行為は条例第3条第1号に規定する、市民から疑惑を持たれるおそれのある行為に該当し、議会及び議員の名誉と品位並びに市民の信頼に影響を及ぼしたものと、同号に違反すると判断する。なお、この判断は鬼澤議員が議員の地位を利用して受注したこと、違法な利益を得たこと、刑事上・民事上の行為を行ったことを認定するものではない。

- ・説明責任を果たさなかったという具体的な事実は何かということが焦点になると思うが、審査対象議員の意見陳述書からは議長や報道機関に対して一定の説明がされていると認定することができると思う。それが足りている、足りていないということが直ちに条例違反とは言えないと思う。説明をしたとしてもマスコミ等が押しかけることも十分に想定される。また、仮に説明不足だったとして、そのことでマスコミが押しかけたことで議会の名誉及び品位を損なっていることが、どの証拠資料から結びつくのかがわからない状況である。併せて、法令違反やコンプライアンス違反も無いことから、条例第3条第1号への違反について判断ができない状況であり、条例違反とすることはできないという結論になると考える。
- ・鬼澤議員は、意見陳述書の中で、議員の説明責任は条例第3条の「政治倫理基準」に該当したときのみ生じるとし、説明責任そのものを否定している。審査請求者が条例を理解せず逆転の論理を主張しているとし、審査請求自体が失当だと主張した。しかし、議員の責務である、条例第2条第2項の説明責任は、「政治倫理」に反する事実があると疑惑を持

たれたときとしており、「政治倫理基準」とは規定していない。条例制定時のパブリックコメントでも、条例第2条第2項の「政治倫理」は「政治倫理基準等」より、より一般的で広い範囲を指すとしており、第3条の政治倫理基準に抵触しなければ説明しなくても良いということではなく、鬼澤議員は正しく条例を理解していないと言わざるを得ない。そもそも議員が丁寧に市民に説明することは当たり前の行為であるということを描きしておく。その上で、条例第3条第1号への違反についての見解を述べると、鬼澤議員は社会的な問題となっている事業者との継続的な契約による金銭の授受について、守秘義務を理由に一切答えないとした。資料にある、自身の会社の元役員の方からの会社内部のやりとりや詳細については説明をし、否定しているにも関わらず、疑惑については答えない姿勢も残念でならない。説明がなく、疑惑の払拭ができていない以上、社会的な問題となっている事業者との継続的な金銭の授受に伴う疑いと、それに対し、説明しないという行為が、条例第3条第1号の「疑惑を持たれる行為」に該当すると考える。また、そのことが、議員や議会への不信感を引き起こし、「議会及び議員の名誉と品位を損なっている」と考える。よって、鬼澤議員の審査請求内容①については、政治倫理基準等に違反する行為があったと考える。最後に、この審査会は政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に反する疑いがある時に手続きを経て開催され、第3条第1号に違反するかどうかを判断する審査会であるため、条例違反についてはその点で私の判断理由を申し上げた。一方、だからといって、条例の前文に書いてある理念や第2条に掲げる責務、その他の条文を守らなくて良いということにはならない。成田市議会議員である以上、条例のすべてを尊重し、守るべきだと考える。今回の審査の課程において、審査対象議員から、条例に対する、そのような姿勢が見られなかったということを描きしておく。

- ・鬼澤議員に対しても政治倫理基準第3条第1号に違反していると思う。先ほど、政治倫理条例を制定する際のパブリックコメントの話があった。議会基本条例の中にも倫理という項目があるにも関わらず、何故、条例を個別に制定するのかという議論があった。議員は選挙によって選ばれた者であるため、倫理に反することはしないだろうということも市民からの意見にあった。そういったことを踏まえながら、それでもなお、倫理条例として目的を定め、しっかりとした公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するためということを目的にこの条例を制定した。そのうえで、疑われるような行為というのは、みんなで大家さんが始めた事業に対して、警備会社を作った時期というのは、今回の資料でも明確なよ

うに、その前後に立ち上げられたという事実とそこに名前が連なっているという事実がある。その事実がある中で、自分は公正・公平な中で、しっかりと法に触れないかたちで、公人としての立場と私人としての立場を明確にする必要があると思っている。公人としての立場が市民に対して問題ないという説明は、未だに行われていない。このように発言をして、問題があると提起したい。

- ・政治倫理条例の前文に我々の取るべき指針が示されていると思う。例えば、主権者たる市民から負託されたことを決して忘れることの無いようにという記述がある。公職者としての高い倫理観を持つとか、自ら行動を厳しく律しなどいくつか載っているが、説明責任というのは、あくまで主権者たる市民に対してのものだと捉えている。誰に説明するよりも、自分の今の仕事をいただいた市民に対してどの程度説明したのか。また、条文では、市民全体の代表として自覚し、市民へ説明責任を尽くしなさいとまで議員の責務が書かれているため、当然、議会としてこれに厳しく対応する必要があるだろうと考えている。今まで議論したように、議員としての品位や名誉を損なっていないのか、不正な疑惑を持たれるような行為はどうだったか、説明責任をどこまで果たしたかというのは、あくまでも市民を視野に入れながら議論した結果、今日に至った。私は、政治倫理条例に照らし、条例第3条第1号に違反すると判断した。

《休憩時間 午後2時32分から午後3時40分》

④その他必要な措置に係る審査について

- ・協議の結果、審査対象議員に対し、引き続き説明責任を果たすよう求めるとともに、議長による文書注意が適当であると判断した。

⑤附帯意見について

- ・協議の結果、審査対象議員に対し、議会内の役職の対応について、自主的かつ適切に判断するよう、審査会の附帯意見として審査結果報告書に記載する旨を確認した。

(主な意見)

- ・政治倫理審査会において何回となく議論したが、特定の議員の行為により混乱を生じさせたとしても、市民の信頼を失墜させた道義的、政治的責任は極めて重いということを議会全体で受け止め、対応する必要があると考える。その他必要な措置は2つ、また、審査会の附帯意見として1点提案させていただきたい。1点目は説明責任である。これについては、審査請求者からも説明責任への思いが述べられ、審査会では、議会と市民に対して、自らわかりやすく説明することが必要だという意見が委員から出されていた。それを踏まえ、引き続き説明責任を果たすこと

をその他必要な措置の1点目としたいと思う。2点目は、これも今までの議論の中で数多く出てきたが、手作りで作られた政治倫理条例の中の政治倫理基準への違反を指摘して、その後の行動について注意や勧告を求めたいと考えている。また、附帯意見として、審査対象議員は議会内の役職に就いているが、役職に就く以上は、より高い倫理性や公平性が求められると思う。また、今回の件について、議会と市民に与えた影響が大きかったということは委員の共通理解だと思う。役職に伴う責任を認識していただき、現在の役職に留まるかどうか、適切であるかどうかを私たち委員が決めることではないが、自ら責任ある判断を行うことを委員会の附帯意見としたいと思う。

⑥次回の審査会の日程について

- ・令和8年8月5日（水）午後1時から開催する旨を確認した。

第7回審査会

開催日時：令和8年8月5日（水）午後1時～午後1時11分

場 所：成田市役所 議会棟3階 第1委員会室

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - （1）審査会の運営について
 - （2）審査結果報告書について
4. その他
5. 散会

○出席委員（12名）

委員長	宇都宮高明	副委員長	海保 茂喜
委員	中島 圭介	委員	藤崎 勇一
委員	荒川さくら	委員	会津 素子
委員	飯島 照明	委員	一山 貴志
委員	神崎 勝	委員	水上 幸彦
委員	村嶋 照等	委員	油田 清

○職務のため出席した事務局職員

参事（局長）	内田 啓子	次 長	石川 達也
主 幹	神崎 栄二	係 長	鴻池 卓也
副主査	川島 裕貴		

○会議概要

①審査会の運営について

- ・公開にて審査会を開催する旨を決定した。

②審査結果報告書について

- ・審査結果報告書について協議し、確認した。
- ・審査結果報告書に第7回審査会の会議概要を加え、正副委員長において議長に対し提出する旨を確認した。